

光東リースの総合補償制度について

総合補償制度とは弊社レンタル物をお客様が使用し事故が発生した場合、以下の補償を有償にて提供する制度です。

当制度に加入いただいたお客様は事故による損害が発生した場合、各々に定めた免責額（免責金額内の場合は実費）をご負担いただきます。この補償制度は任意の加入となりますので、ご加入されていない場合の損害につきましては実費請求させていただきます。

- ・補償制度にご加入いただいている場合でも、以下に定めた弊社の免責事項に該当すると判断した場合は、実費を請求させていただきます。
免責事項（補償の対象にならない場合）を必ず確認ください。
- ・各レンタル物の損害額に応じ別途休業損害を請求させていただくことがあります。
- ・補償料はリース料とは別途請求、消費税がかかります。
- ・補償料ならびに免責金額は予告なく変更することがあります。

【 自動車（ナンバーつき車両）補償表 】

補償内容		対人賠償補償		対物賠償補償		搭乗者補償			車両（動産）補償		
			免責		免責	死亡・後遺障害	人身傷害	入院日額		免責	
小型乗用 / 普通乗用 / 軽四乗用		無制限	0万円	無制限	5万円	1000万円	3000万円	入院 7,500円 通院 5,000円	時価額	一部損	10万円
										全損	30万円
軽トラック / 軽ダンプ ライトバン										一部損	10万円
										全損	50万円
ダンプ トラック クレーン付										一部損	30万円
										全損	60万円
冷蔵冷凍車 / 清掃車 / 照明車 バッカー車 / 散水車										一部損	30万円
										全損	60万円
高所作業車	15M未満					一部損				30万	
						全損				100万円	
	15M超～22M以下					一部損				30万円	
						全損				130万円	
	22M超～27M以下					一部損				30万円	
						全損				160万円	
	27M超					一部損				30万円	
						全損				190万円	
	一部損	30万円									
	全損	130万円									
	一部損	30万円									
	全損	160万円									
橋梁点検車 / トンネル点検車		一部損	30万円								
		全損	160万円								
その他の特殊車両		一部損	30万円								
		全損	160万円								

【 ナンバーなし自走式機器補償表 】

補償内容	対人賠償補償		対物賠償補償		搭乗者補償			車両（動産）補償		
		免責		免責	死亡・後遺障害	人身傷害	入通院日額		免責	
自走式高所作業台	1億	10万	5000万円	10万円	補償なし			時価額	一部損	20万円
その他ナンバー無し自走機 BH / コンバイントローラー / キャリアカー タイヤショベル / 振動ローラー / 路面清掃車 ミニクレーン / クローラークレーン 地盤改良機 / フォークリフト ブルドーザー / 乗用車刈り機 等									全損	40万円 or 再調達価格の10%の いずれか高い額
									一部損	20万円
	全損	40万 or 再調達価格の10%の いずれか高い額								

【 その他のレンタル機器補償表 】

補償内容		対人賠償補償	対物賠償補償	搭乗者補償			車両（動産）補償	
		免責	免責	死亡・後遺障害	人身傷害	入院日額	免責	
その他レンタル物	再調達価格 40万円超						一部損	20万円
	再調達価格 40万円未満						全損	40万円 or 再調達価格の10%の いずれか高い額
							一部損	5万円
							全損	再調達価格

1.自動車（ナンバーつき車両）補償 ※別紙表

補償金額の変更を希望される場合は、差額追加保険料を一括で払っていただきます。

（各免責金額についての変更はできません）

記載のない特殊車両については免責金額を別途に定めます。

1-1.免責事項（補償の対象にならない場合）

自動車保険普通約款の免責条項に該当する事故、ならびに以下にあげる条項に該当する事故については補償の対象外となります。相手方への賠償ならびに弊社の損害の全額をお客様へ

ご負担いただきますのでご注意ください。

- ・被害者がお客様（下請けを含む）と同じ業務に従事中の対人・対物事故
- ・お客様（下請けを含む）の管理下にある第三者の吊り荷やレンタル物件などの損害
- ・使用に起因し土地、地盤の沈下・振動・軟弱化等に伴い生じた対人・対物損害
- ・警察に届けの無い事故における対人・搭乗者の損害
- ・無資格によるクレーン付車両のクレーン操作、無免許運転、飲酒運転による事故における搭乗者ならびに車両損害
- ・使用不能によりお客様自身が被った休業損害や工事遅延賠償金などの 間接損害
- ・飛び石により発生した対人・対物損害
- ・損害状況の確認や事実認定が不可能な事故における損害全般
具体例)
 - ①写真見積がないまま対物・車両の修理を完了してしまった場合
 - ②事故報告が遅れたことにより、相手方との事故状況報告に相違が発生し示談交渉が不可能もしくは難航してしまった場合
 - ③弊社へ事故報告を行う前に相手と示談を交わしてしまった場合
 - ④ドライブレコーダー搭載車において故意に事故データの消去を行った場合 等
- ・使用管理を怠ったことによる損害
 - ①ライト消し忘れ等によるバッテリー交換代とその費用
 - ②ペンキ等の塗料付着による車両損害
 - ③通常走行におけるタイヤのパンク交換代とその費用
 - ④故障時適切な対応を怠った場合の車両損害
 - ⑤不適切な使用、用途外の操作による車両損害
 - ⑥過積載等による車両損害
 - ⑦高さ制限見落としに伴い発生した車両損害
 - ⑧予期が可能な自然災害発生時に回避等を怠ったために発生した車両損害
 - ⑨施錠忘れにより盗難された車両による損害全般
 - ⑩紛失による車両付属品の損害 等

2.ナンバーなし自走式機器補償 ※別紙表

お客様が各々で加入の対人・対物賠償を補償する保険（請負賠償保険・施設賠償保険等）に別途加入されている場合は、それらの保険が優先されます。

補償金額ならびに各免責金額の変更は出来ません。

2-1免責事項（補償の対象にならない場合）

賠償責任保険普通約款の免責条項に該当する事故、ならびに以下にあげる条項に該当する事故については補償の対象外となります。

相手方への賠償ならびに弊社の損害の全額をお客様へご負担いただきますのでご注意ください。

尚、冒頭にも記しておりますが、お客様が各々で加入の

対人・対物賠償を補償する保険（請負賠償保険・施設賠償保険等）

に別途加入されている場合は、それらの保険が優先され、

損害が補償額を上回った場合に限り当該補償の対象となります。

- ・被害者がお客様（下請けを含む）と同じ業務に従事中の対人・対物事故
- ・お客様（下請けを含む）の管理下にある第三者の吊り荷やレンタル物件などの損害
- ・公道走行中の事故による損害全般
- ・使用に起因し地盤の沈下・振動・軟弱化等に伴い生じた対人・対物損害
- ・警察もしくは労働基準監督署への届けの無い事故における対人損害
- ・無資格、無免許、飲酒操作による損害全般
- ・使用不能によりお客様自身が被った休業損害や工事遅延賠償金などの 間接損害
- ・飛び石により発生した対人・対物損害
- ・損害状況の確認や事実認定が不可能な事故における損害全般
具体例)
 - ①写真見積がないまま対物・車両の修理を完了してしまった場合
 - ②事故報告が遅れたことにより、相手方との事故状況報告に相違が発生し示談交渉が不可能もしくは難航してしまった場合
 - ③弊社へ事故報告を行う前に相手と示談を交わしてしまった場合 等
- ・B Hのフォーク、バケット等のアタッチメントの損害ならびに交換費用
- ・動産に損害が発生した際の回収費用
- ・使用管理を怠ったことによる損害
具体例)
 - ①ライト消し忘れ等によるバッテリー交換代とその費用
 - ②ペンキ等の塗料付着による動産損害
 - ③通常走行におけるタイヤ、キャタピラ等の単独損害とその交換費用
 - ④ガラス、管球等の単独損害
 - ⑤故障時適切な対応を怠った場合の動産損害
 - ⑥不適切な使用、用途外の操作による損害全般
 - ⑦過積載等による損害全般
 - ⑧高さ制限見落としに伴い発生した損害全般
 - ⑨予期が可能な自然災害発生時に回避等を怠ったために発生した動産損害
 - ⑩警察に届けの無い盗難や紛失による動産損害
 - ⑪施錠忘れにより盗難された機器による損害全般 等

3.その他のレンタル機器補償 ※別途表

お客様へのレンタル物に対する補償のみとなります。（対人・対物賠償は付保されていません）
補償金額ならびに各免責金額の変更は出来ません。

3-1.免責事項（補償の対象にならない場合）

動産総合保険普通約款の免責条項に該当する事故、ならびに以下にあげる条項に該当する事故については補償の対象外となります。

相手方への賠償ならびに弊社の損害の全額をお客様へご負担いただきますのでご注意ください。

- ・使用・管理中の対人・対物損害
- ・無資格、無免許、飲酒操作による動産損害
- ・使用不能によりお客様自身が被った休業損害や工事遅延賠償金などの間接損害
- ・損害状況の確認や事実認定が不可能な状態で修理を完了してしまった動産損害
- ・動産に損害が発生した際の回収費用
- ・使用管理を怠ったことによる動産損害等

具体例)

- ①ライト消し忘れ等によるバッテリー交換代とその費用
- ②ペンキ等の塗料付着による動産損
- ③ガラス、管球等の単独破損
- ④資材に直接接触する部位（スチール、チゼル、パイプ先端部等）の単独損害
- ⑤故障時適切な対応を怠った場合の動産損害
- ⑥不適切な使用、用途外の操作による動産損害
- ⑦予期が可能な自然災害発生時に回避等を怠ったために発生した動産損害
- ⑧警察に届けの無い盗難や紛失による動産損害
- ⑨施錠忘れにより盗難された車両による損害全般 等

4.休業損害のご請求について

全レンタル物共通

弊社レンタル物において損害が発生し以下の条件に該当した場合、
各免責金額とは別途休業損害としてご負担いただきます。

4-1.請求該当条件

- ・弊社で確認した車両ないしは動産の修理見積額が、各々に設定した全損時免責金額の2倍超となる場合
- ・盗難、紛失によりレンタル物が返却不能となる場合
- ・各レンタル物の損害が前述の免責事項に該当し、修理代もしくは再調達価格を全額請求させていただく場合

4-2.請求金額

免責金額とは別途、当該リース料の2か月分（補償料を除く）

5.光東のロードサービス制度のご案内

光東貸出の自動車（ナンバー付き車両）には、事故・故障を問わず走行不能になった場合、
レッカー費用の実費について30万円を上限に無償搬送が可能なほか、キーとじ込み時のドアの開錠、
バッテリー上がり時のジャンピング等部の応急処置についても業者の手配が可能です。

万一車両に不具合が生じた場合には、以下に記載のフリーダイヤルへご連絡ください。

5-1.免責事項（補償の対象にならない場合）

- ・積雪によりスタックした場合のレッカーならびに応急処置手配全般
- ・自然災害等により現場への立ち入りが困難な場合の応急処置手配
- ・一部地域（離島など）でのレッカーならびに応急処置手配全般
- ・通行、入場許可証等の取得がないと入場できない場所でのレッカーならびに応急処置全般
- ・バッテリー上がりによるバッテリー本体の購入や、パンクしたタイヤの買替等により発生した部品代

5-2.ロードサービス利用時の連絡先

0120-096-991（三井住友海上おクルマQQ隊専用ダイヤル）

※各車両のダッシュボード部にステッカーを掲示しております。

光東レンタカーのロードサービス

光東レンタカーでは、事故や故障等、お車のトラブルで困ったときに三井住友海上のロードサービス「おクルマQQ」をご利用いただけます。
お車のトラブルで困ったときは、三井住友海上のおクルマQQ隊専用ダイヤルまでお電話下さい。専用スタッフが24時間365日体制で対応します。

おクルマQQ隊 専用ダイヤル

0120 - 096 - 991

お ク ル マ

Q Q 隊

無料

ご注意点

おくるまQQ隊をご利用の際は、
必ず「おクルマQQ隊専用ダイヤル」へご連絡下さい。

レッカーQQ手配サービス

事故または故障等によりお車が
走行できない場合にレッカーけ
ん引の手配を行います。

故障トラブル・ガス欠QQサービス

故障やトラブル・ガス欠によりお
車が走行できなくなった場合に
現場で応急修理を行います。